第3種郵便物認可

就業規則、労働契約に？

新法成立、働き手への影響は

就業規則を会社が勝手に変えても文句を言えなくなるのでは――。雇用の基本ルールを明文化した労働契約法が11月28日成立したが、就業規則の取り扱いをめぐり、働き手の間に不安の声があがっている。新法で働き手の立場はどうなるのか、会社とのトラブルにどう生かしたらいいのか。実例をもとに考えてみた。（編集委員・竹信三恵子）

労働契約法には、「就業規則が合理的で周知させてあれば、働き手が合意した労働契約の内容になる」との規定が盛り込まれている。就業規則に書かれた労働条件は、自動的に労働契約とみなされるのか。「働く女性の全国センター（ACW2）」のアンケートや労組などに寄せられた実例を、日本労働弁護団の東一郎弁護士に読み解いてもらった。

常時・自由に閲覧で「周知」

〈実例1〉会社の社内ネットでしか就業規則が見られないが、非正社員なのでパスワードがなく、見られない。

〈実例2〉総務部に見たいと言ったら事務の許可が必要と言われた。

〈実例3〉見ることはできるがコピーは禁止。手書きで転記できるだけなのでじっくり読めない。

ACW2のアンケートでは「就業規則を見られない」人が4人に1人いる。〈実例1、2〉は「周知」とは言えない。労働基準法では「常時」自由に見られることが周知の方法と定めているからだ。〈実例3〉も実質的に常時、自由に見られる必要がある。

違法な規則、そもそも無効

〈実例4〉就業規則の実期解雇制が男女別。

〈実例5〉就業規則に「会社の都合で契約解除でき、労働者は異議を申し立てられない」とある。

〈実例6〉共働き社員の夫が、子育てを理由に転勤を断ったが、就業規則に転勤の義務があり異動させられた。

違法な就業規則はそもそも無効だ。〈実例4〉は男女の賃金差別にあたり無効。〈実例5〉も、客観的に合理的な理由などを欠く解雇は無効とする労働契約法16条違反。〈実例6〉は著しく子育てに支障があれば、育児・介護休業法26条の使用者の配慮義務の趣旨に違反する可能性がある。

変更の「合理性」問われる

〈実例7〉成果主義が就業規則で決められ、大幅に賃金を下げられた。

〈実例8〉契約社員の労働時間が短縮され、賃金が大幅に下がった。正社員労組は同意した。

労働契約法では、就業規則による労働条件の不利益変更は原則できない。例外は「労働者が受ける不利益の程度」「労働条件変更の必要性」「労働組合等との交渉状況」など4要件に照らし合理的と見なされる場合だが、「就業規則の変更では変えられない労働条件」として社員と会社が個別に合意していればダメ。

〈実例7〉は違法とは言えないが、ほとんどの社員の賃金が下がるなら成果主義を装った賃下げ。4要件の中の「労働者が受ける不利益の程度」が著しいとして「合理性」を争える。

〈実例8〉も、個別合意に反し労働時間を減らされたので無効と主張できる可能性がある。「労組等との交渉状況」の要件も、正社員労組の同意だけでは不十分。東弁護士は「周知や合理性といった要件を就業規則が満たしているか、あきらめずに点検を」と話す。

労働契約法に反対して横断幕を掲げる「働く女性の全国センター」のメンバー＝11月6日、厚労省前で

内容巡り賛否 PR求める声

労働契約法の議論の過程では、労組や労働法研究者のなかで推進論と慎重論に分かれた。

連合は「会社と個人の紛争が激増しており、雇用契約のルールをはっきりさせる法律は必要」との立場。就業規則をめぐる規定も「判例で確定した」ことを足しも引きもせず書いただけ。判例を知らない一般の働き手にも役に立つ」（長谷川裕子・連合総合労働局長）という。荒木尚志・東大大学院教授も「合理的でない就業規則は契約とはみなされないことをはっきりさせた」と評価する。

一方で、ACW2や全労連、全労協など、非正社員や女性ら少数派の働き手を抱える労組や団体からは疑問の声があがった。「就業規則を意図的に公開しない会社も目立つ。立場の弱い働き手のため周知を徹底する措置がいる」。「合理性」についても「労基署は違法な就業規則は指導できるが、合理的かどうかは判断できず、裁判で争う紛争は増えるのでは」。

西谷敏・近畿大法科大学院教授は「契約法に書かれていない判例も多く、契約法が独り歩きすればそれらの判例の無視につながる。判例を広く知らせる活動をすべきだ」と話す。

違法な規則は無効、労働契約には合理性が必要といった点を行政がPRするよう求める声も強い。国会審議では「既存の就業規則が合理的かどうか行政が一斉点検を」「就業規則の社員への交付を義務づけるべきだ」といった発言も出た。

日本労働弁護団は年内に検討会を開き、契約法を生かすための手引づくりなどを話し合う。全労協は全労連などと協力し、就業規則の実態を集める情報ネットを計画。それにもとづき、行政に悪用を防ぐ措置を働きかける考えだ。

◆「男のひといき」への投稿は、「〒104・8011　朝日新聞生活グループ」あて▽ファクス03・5540・7354▽メールアドレスは記事中に。電子メディアにも収録します。連絡先の電話番号を記してください。

男のひといき

自転車で出かけた帰り
道をしようと脇道に入
その道は農道で、幅が
どと狭い。おまけに木枯
が強く吹き、自転車のバ
スを取るのに苦労してい
そのとき、前方に5～
の3人の子どもの姿が
た。男の子が2人に女の
1人。両手を水平に広げ
行しながら走ってくる。
風を受けて飛行機になっ
もりだろうか。子どもは
子というが、久しぶりに
その姿にうれしくなった
彼らの行く手を遮って
らないと自転車を降り、
譲った。真っ赤なほお
キラ光る瞳が六つ、私を
げて走り去ろうとした。
そのとき、女の子が「